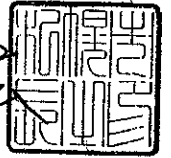


札幌市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月 26 日

札幌市長

秋 元 克 彦



札幌市条例第 15 号

札幌市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

札幌市病院事業使用料及び手数料条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第3項第1号中「次号」の次に「及び第3号」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
 - (3) 日本の国籍を有しない者のうち法令の規定による被保険者又は被扶養者でない者に係る診療等であって算定方法に定めがあるものは、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める額とする。
- (2) 第2条第4項第1号中「100円」を「200円」に、「50円」を「100円」に改め、同項第2号中「100円」を「300円」に、「50円」を「150円」に改め、同条第5項ただし書中「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。
- (3) 別表文書料の項中「7,700円」を「11,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第3項及び第4項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後の診療その他の業務に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の診療その他の業務に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。